

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 26 日 (金) 第 510 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 2
- 包括外部監査契約の締結 (監査委員事務局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4
- 一般競争入札公告 (県立短期大学取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 7
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 7

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 9

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 385 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡屋久島町平内字岩峰438番23, 438番35から438番37まで, 字中道454番82, 454番83
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 386 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡宇検村大字須古字宇津田341番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡和泊町大字国頭字大工俣516番 1
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により霧島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
国分都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画公園事業
 - (2) 名称 7・4・2号武岡公園
- 3 事業施行期間
平成30年3月6日から令和12年3月31日まで（変更前令和7年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成30年3月6日鹿児島県告示第220号の事業地のうち鹿児島市武二丁目、武三丁目及び常盤町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第390号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 6 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 古川康郎（公認会計士）
住所 鹿児島市堀江町 8 番 19-1305 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

南薩地域振興局告示第 3 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 4 月 26 日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばと発達のサポートのびっこスマイル	指宿市十町343番地2	社会福祉法人新西方福祉会	指宿市新西方字大長崎725番地	吉留浩一郎	令和 6 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援あんだんて（指宿）	指宿市十二町535-1	一般社団法人音楽活用サポート協会	鹿児島市荒田二丁目6番7号2階	中村 千里	令和 6 年 4 月 1 日	放課後等デイサービス

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年4月26日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大島郡知名町大字知名字阿賀利宗88番2の一部、88番4の一部及び88番4地先里道の一部、字湊之俣1033番1の一部、1033番2の一部及び1034番の一部、字モキ1100番、1102番の一部、1104番の一部、1108番2、1113番1の一部、1102番地先里道の一部及び1104番地先里道の一部並びに大字瀬利覚字前原2362番1の一部、2362番2の一部、2365番1の一部及び2365番1地先里道の一部

2 公共施設の種類の種類、位置及び区域

道路 大島郡知名町大字知名字阿賀利宗88番2の一部、88番4の一部及び88番4地先里道の一部、字湊之俣1033番1の一部及び1033番2の一部、字モキ1100番の一部、1102番の一部、1104番の一部、1113番1の一部、1102番地先里道の一部及び1104番地先里道の一部並びに大字瀬利覚字前原2362番1の一部、2362番2の一部、2365番1の一部及び2365番1地先里道の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡知名町知名307番地

知名町長 今井力夫

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年4月26日

鹿児島県立短期大学長 飯干明

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

ちゅう房調理器 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年5月16日午後4時までに4の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 6 年 4 月 26 日から同年 5 月 16 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立短期大学事務局会計課
鹿児島市下伊敷一丁目 52 番 1 号 郵便番号 890-0005
電話番号 099-220-1111
ファックス番号 099-803-4473

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 6 年 6 月 10 日午後 4 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 6 月 11 日午前 10 時
イ 場所 鹿児島県立短期大学大学会館 2 階大ホール

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立短期大学事務局会計課

鹿児島市下伊敷一丁目52番1号 郵便番号 890-0005

電話番号 099-220-1111

ファックス番号 099-803-4473

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE PURCHASED:
Kitchen cooker:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
4:00 p.m. 10 June,2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Accounting Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural College
1-52-1 Shimoishiki,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-0005 Japan
TEL 099-220-1111
FAX 099-803-4473

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 6 号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表188及び251並びに 2 の表30の項を削る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体，法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体，法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体及び法第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 6 年 4 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県奄美市区第一支部	永井 章義	東 克彦	奄美市名瀬井根町 4-27	○	令和 6 年 3 月 5 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ありがとう鹿児島第一支部	栗牧 建行	池田 くるみ	鹿児島市松原町13-10 シーサイドマンション	令和 6 年 3 月 15 日

			住吉 1 階ウィークリー 鹿児島 [内]	
鹿児島の想いをつ なく会	池田 祐晟	池田 くるみ	鹿児島市上之園町15- 9-901	令和 6 年 3 月 18 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島 県ふるさと振興支 部	園田 修光	国会議員関 係政治団体 の区分	法第19条の7 第1項第1号 に係る国会議 員関係政治団 体	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	令和 5 年 4 月 14 日
		公職の種類 (第一号)	参議院議員		

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党大崎支 部	久徳 博文	代表者の氏 名	久徳 博文	宮本 昭一	令和 6 年 3 月 27 日
		会計責任者 の氏名	中村 和浩	浜脇 泉	
自由民主党鹿児島 県大島郡区第二支 部	禧久 伸一 郎	主たる事務 所の所在地	大島郡徳之島 町亀津4305コ ンピラハイツ 203	大島郡徳之島 町亀津7581	令和 6 年 3 月 19 日
		会計責任者 の氏名	富 真也	藤井 裕正	
自由民主党鹿児島 県看護連盟支部	吉崎 和子	会計責任者 の氏名	濱田 喜代美	寶代 淳子	令和 5 年 4 月 1 日
自由民主党鹿児島 県ユートピア支部	時任 雅彦	会計責任者 の氏名	塚元 耕治	馬場 良二	令和 6 年 1 月 1 日
自由民主党坊津町 支部	清川 満州 男	会計責任者 の氏名	上村 晋一	上村 繁人	令和 5 年 12 月 1 日

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
入船こういち後援 会	入船 攻一	会計責任者 の氏名	入船 慎也	入船 博子	令和 6 年 3 月 27 日
大角利成後援会	大角 利成	会計責任者 の氏名	大角 利成	大角 初代	令和 5 年 1 月 1 日
鹿児島県看護連盟	吉崎 和子	会計責任者 の氏名	濱田 喜代美	寶代 淳子	令和 5 年 4 月 1 日
きく伸一郎後援会	禧久 伸一 郎	主たる事務 所の所在地	大島郡徳之島 町亀津4305コ ンピラハイツ 203	大島郡徳之島 町亀津7581	令和 6 年 3 月 19 日
		会計責任者	富 真也	藤井 裕正	

坂口ひろゆき後援会	瀬戸口 勝	主たる事務所の所在地	日置市伊集院町猪鹿倉600-11	日置市伊集院町猪鹿倉600-63	令和5年12月10日
さんたんぞの輝男後援会	三反園 輝男	会計責任者の氏名	濱屋 達朗	皆倉 秀樹	令和6年3月19日
下平すみゆき後援会	下平 晴行	主たる事務所の所在地	志布志市志布志町帖12048-5	志布志市志布志町志布志三丁目3-14	令和5年5月2日
曾於医師連盟	手塚 善久	会計責任者の氏名	谷川 誠	加藤 修一	令和6年1月23日
竹之内勉後援会	竹之内 茂美	代表者の氏名	竹之内 茂美	古園 四郎	令和6年2月1日
永井章義後援会	永井 章義	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬井根町4番27号	奄美市名瀬金久町9-2	令和6年3月25日
もり博幸後援会博友会	森 博幸	主たる事務所の所在地	鹿児島市東谷山四丁目36番6号	鹿児島市谷山中央4959-4-402	令和6年1月4日
湯浅慎太郎後援会	山口 正一	主たる事務所の所在地	姪良市加治木町木田1676番地8	姪良市東餅田2445番地8	令和6年3月25日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
関誠之後援会	奄美市名瀬浜里町122番地	盛山 友秀	令和5年12月31日
中原しげのぶ後援会	枕崎市国見町187番地	中原 隼人	令和5年12月31日
本田修一後援会	志布志市有明町伊崎田4066-2	萩迫 輝巳	令和6年3月1日
もり博幸後援会	鹿児島市谷山中央4959-4-402	上野 英城	令和5年12月28日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
禧久 伸一郎	きく伸一郎後援会	主たる事務所の所在地	大島郡徳之島町亀津4305コンピラハイツ203	大島郡徳之島町亀津7581	令和6年3月19日

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月26日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県県立病院局企業管理規程第4号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

「	循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務
---	---------	----------------

第一循環器内科 部長		を
第二循環器内科 部長		

「

循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務
---------	----------------

」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月26日から施行し、改正後の県立病院局組織規程の規定は、同年4月1日から適用する。